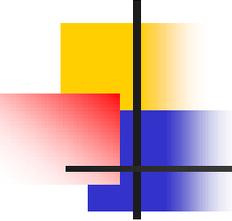


欧州種苗業界の動向 ～ 名古屋議定書への意見～

生物多様性条約の遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書の実施と批准に関する公聴への欧州種苗協会(ESA)の回答及びEU案へのESAの質問状

2013.2.26.
寺田



目次

- 序：欧州種苗協会 (ESA) の紹介 3-4
- EU案策定へのESA関与の経緯 5-6
- 事前の名古屋議定書に対するEU公聴へのESAの回答の紹介 7-9
- EU案に対するESAの質問事項の紹介 10-15
- まとめ

始めに:

欧州種苗協会 (ESA) 紹介

- ESAは**欧州種苗産業の声**であり、農作物、園芸および観賞植物の種苗の調査、育種、生産、マーケティングに積極的に取り組み、それらの利益を代表する団体。
 - 欧州各国の種苗協会の上部組織。
 - EU案への対応について、代表していると思われる。
- ESAのミッションは、以下の事柄に奉仕すること：
 - 植物と種苗に関する知的財産の効果的な保護
 - **欧州種苗産業の公正でバランスのとれた規制**
 - 革新的で多様性ある技術及び生産方法の結果としての種苗供給における顧客(農家、栽培家、業界関係者、消費者)の選択の自由

始めに:

欧州種苗業界の動向の紹介

- 個別の国毎の種苗協会も対応していると推定されますが、欧州全体については、欧州種苗協会 (ESA) が纏めて対応していると考えられます。
- このためネットのESAのHPに掲載の以下のESAの名古屋議定書への意見について紹介いたします。
- これは、今回のEU案策定のための元となった資料のようです。
- <http://www.euroseeds.org/publications/position-papers/biodiversity>
- “ESA reply to the EU public consultation on the implementation of the Nagoya Protocol ”
- 生物多様性条約の遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書の実施と批准に関する公聴への欧州種苗協会 (ESA) の回答

EU委員会の名古屋議定書の実施の提案 (EU案) 策定の経緯 1

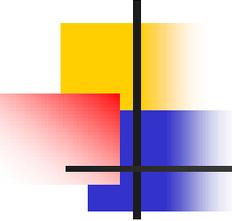
- まず、EU委員会は、名古屋議定書の実施に関する効果に関する**社会経済的調査** (名古屋議定書の実施と批准に関する公聴)を行った。
- これに対してESAは、今回ここで紹介する回答を提出した。
- その後、EU委員会は、異なる夫々の産業と個別に対応した。
- ESAは、**植物育種産業の代表**として参加した。
- プランタム (オランダ種苗協会) のアンケ氏は、多様性グループとして参加した。
 - (今回の情報はアンケ氏より、頂いた。)

EU委員会の名古屋議定書の実施の提案策定の経緯 2

- このような過程を経て、EU委員会は、名古屋議定書の実施の提案の草案(EU案)を作成した。
 - (第3回検討会において、紹介されたEU提案)
- ESAとしては、このEU案がより明確となるようにEU委員会と会合を持ち、質問などを行うことを希望している。
- 2月1日にESAがこのEU案について種苗産業の意見を述べるような機会があった。
- この折に提出されたESAの質問の表の一部についてもここで紹介する。

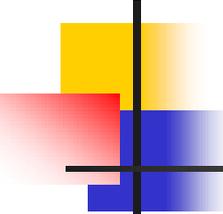
ESAの回答紹介：ESAの植物遺伝資源(PGR)についての基本的見解

- 食料および農業のための植物遺伝資源(PGRFA)は、議定書の適用範囲外に置かれる。
 - 名古屋議定書の第4条(4)で、議定書は明確に他の専門的国際ABS制度を認めている。
- しかしながら、全ての植物遺伝資源が、ITPGRFAにより制定された多国間システムに含まれているわけではない。(例：観賞用植物など、別紙1に記載されない植物)
- また一方で議定書の第4条(4)は、ITPGRFAに含まれているものと異なる目的に植物遺伝資源が使われる場合は議定書が適用されると示唆している。
- ESAは名古屋議定書の次の要素に関して懸念を表明する必要があると感じている。



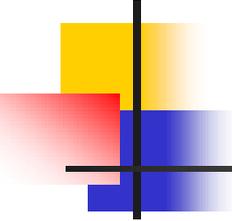
ESAの懸念 1

- 1. **法的な確実性の欠如**:
 - 遺伝資源の利用者にとってABSに関する最大の重要項目は、いかなる国の規則、義務(議定書の履行に採用されている)も完全に明確で透明であるべきこと。
- 2. **法令遵守システム(第15条)**における許可なしの遺伝資源使用に関しての透明性の欠如:
 - PIC、MATの名称でないものの扱いが不明確だが、認めるべき。
 - 遺伝資源の真の商業的価値と市場に製品を送り出す前の調査と育種にかかる費用とを考慮した契約に落とし込むことは難しいため。
- 3. **法令遵守の国際的証明**としてsMTAを認識することに関しての不確実性(第6条(3)(e)及び第17条(2)):
 - 議定書の第6条(3)(e)に要求されているPICとMATの証拠として、ITPGRFAのsMTAを認識すべきである。



ESAの懸念 2

- 4. 育種産物における**義務の累積**
 - 利益の配分義務は、最初の商品化以降は取り除かれるべきである。
- 5. チェックポイントが**管理上の負担(第17条(1))**をまねいていること:
 - 企業はより多くの資金的、人的、時間的資源を遺伝資源のアクセスに関する活動(国内のABS法と義務、チェックポイントと法令遵守の要件に関する知識の集積、証拠書類提出、長時間にわたる2国間交渉など)に対して引き当てざるを得なくなる
- 6. 世界的な多国間利益配分メカニズムはさらなる必要ともされていない**不確実性を招く(第10条)**:
 - 議定書が、そのような仕組みの法制と必要性を考慮することを加盟国に対する義務、と見越しているだけであっても、ESAは、その説明の方法とその交渉の経過から、この条項に懸念を抱く。そして一時的にかつ地理的にCBDの適用範囲外の状況に対して、義務を設けようとしているからだ。ESAはこの取り組みに反対する。



EU案へのESAの質問事項：

- EU案**公開後**のESAの対応
- EU案のかなり色々な項目について、質問が記されている表が、ESAからEU委員会に提出された。
- 2月1日に相談の機会があった。
- このうち第3条の「定義」と第4条の「利用者の義務」についてのESAの質問をここに紹介する。
- これによって、欧州の種苗業界が現状でもEU案に対して疑問を持っていることはご理解頂けるものと考える。

第3条 定義 (3) 遺伝資源 1

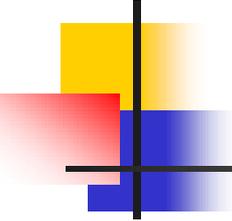
- この定義では、(オリジナルの受け取ったままの形の遺伝資源だけではなく、その子孫である) **育種素材**や**市販素材**が含まれているようにも思われる。
- 育種の場合、野生種がアクセスされた後は、それを構成成分(遺伝子や形質を指すと考える)として(後代に)取り入れ、育種素材や市販素材の両方に(その構成成分が)存在し続ける。
- 育種会社や学術的研究機関は、野生種の交換を行うのみではなく、**育種素材**や**市販素材**についても行っている。
- 第三者からそのような素材を受け取った場合、**デューデリジェンスの義務**は、同様に課されることになるのか。

第3条 定義 (3) 遺伝資源 2

- 更なる育種に**競合者の市販品種**を用いた場合、野生種が**合法的にアクセスされた**否かをチェックする義務が必要なのか。
- もしもそのような義務があるのであれば、競合者の品種を利用することが、**事実上不可能**となってしまう。なぜならば、そのような品種の開発に用いられた遺伝素材については、通常、育成者によって公開されず、**機密**とされるためである。
- これは、**育種素材**についても当てはまることである。育成者は、そのような素材についての**血統を開示**することを望まない。

第3条 定義 (6) 遺伝資源の利用

- この制限はコモディティにも適用されるのか。
- この状態を明確化するために、以下のように記載することがより相応しい。
- 「遺伝資源の利用」は、以下を意味する。
 - 受け取ったフォーム(形)における、遺伝資源の遺伝あるいは生化学的構成物についての研究或いは開発。

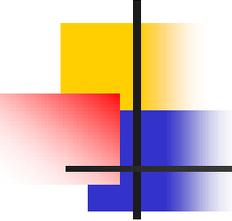


第4条 利用者の義務 1

- この**デューデリジェンスの義務**は、何を引き起こすのか。
- 法律的助言は得られるようになるのか。
- 適格な国内の権威ある当局は、利用者の要請によるゾーンバンクからの夫々のアクセスに関して契約しなければならないことになるのか。
- **法的確実性と安価な行政的な費用**のゴールを目指すために、この義務が引き起こすことについて、**より多くの情報を提供することが重要と考える。**

第4条 利用者の義務 2

- 「その後の利用者」とは誰なのか。
- 遺伝資源を**受け取ったフォーム(形)**で利用する者を指すのか。
- **市場にある素材**は、この義務に素直に従うべきものなのか。義務の対象に該当するのか。
- この文書化された義務は、現実にはどのように作用するのか。利用の期間は**何時終了**すると考えられるのか。これは、**受け取ったままのフォーム(形)**での遺伝資源の利用にのみ関係することなのか。



まとめ

- ESAが事前に主張した**法的確実性**などの懸念がEU提案において解決され、これが確保されているようには思われない。
- また、ITPGRFAの**sMTA**を議定書の方式として認めるべきとの主張についても、EU提案においては、対策は曖昧なままである。
- ESAは、このような重大な懸念がEU案において解決されていないことに満足しているとは思われない。
- ESAは、このEU案について、現在も質問している状況であることから、これに満足しているわけではないと推定される。